

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市地区活動センター条例施行規則（昭和54年規則第15号）第2条	地区活動センターの使用の許可	市民協働推進課

- 1 審査基準は、盛岡市地区活動センター条例（昭和54年条例第9号）第5条第2項第1号から第3号による。
- 2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。